

フィールドシアター推進モデル調査検討業務委託仕様書

1. 業務名

フィールドシアター推進モデル調査検討業務

2. 業務目的

本県では、県内の自然豊かな公園、広場または寺社、文化財、歴史的な建造物等を文化芸術イベントの場「フィールドシアター」として活用することで、首都圏や国内外から本県への観光客を増加させることができる文化芸術イベントの創出を目指している。

本事業は、はじめに、目指すべきフィールドシアター像を明らかにするため、先進事例やニーズの調査を行う。合わせてフィールドシアターに適した会場を明らかにするため、候補地の調査及び選定を行う。次に、持続可能なイベントとなるよう、フィールドシアターに適する文化芸術イベントの洗い出し、イベントを実施した際の事業効果や周辺環境への影響、法規制、その他実務上の課題を調査・検討するものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

4. 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、山梨県の承認を得ること。

5. 業務内容

（1）先進事例やニーズの調査研究

先進事例やニーズについて調査研究し、調査結果は本業務に役立てるよう整理し、山梨県に提出する。

①先進事例の調査研究

フィールドシアターに係る先進事例（国内に限らない）を調査し、事業内容、事業効果、課題等について調査研究する。調査先は10カ所以上とし、事業内容や会場等に偏りがなく、多様な事例を示せるよう留意する。

②ニーズの調査研究

フィールドシアターの運営側、参加者それぞれの関係団体にヒアリングし、文化芸術イベントのニーズを調査する。ニーズ調査は次の項目に沿って実施する。

- ・観光客や地域住民が求める文化芸術イベントを調査する
- ・民間事業者、自治体、観光協会、文化芸術団体、NPO等に、フィールドシアターに合致する事業の構想や計画があるか調査する

・民間事業者、自治体、観光協会、文化芸術団体、NPO 等に、フィールドシアターを実施する意向があるか調査する

(2) フィールドシアター候補地（以下「候補地」という。）の評価基準の明確化

候補地の評価基準にあたっては、①地域資源としての魅力、②会場として満たすべき要件の2点から評価基準を明確にする。ただし、評価基準には必ず以下の項目を盛り込み、イベント企画会社や有識者等への聞き取り調査を実施の上、必要な評価基準を追加設定する。

評価基準は、項目ごとに5つの等級を設け、合計評価が高いものほど優れた候補地となるように設定する。

なお、候補地は現地調査先一覧表を作成した後、現地調査を経て候補地一覧表を作成し選定するため、それぞれの評価基準を明確にする。

①地域資源としての魅力

- ・自然環境の魅力または文化的・歴史的価値
- ・市町村や事業者、地域住民等の協力が得られるか
- ・近隣の観光資源との連携は可能か

②会場として満たすべき要件

- ・会場の大きさは適切か
- ・会場設備は充実しているか
- ・会場へのアクセスは良好か

(3) 候補地の調査及び選定

候補地の調査範囲は、山梨県全域とする。調査対象は、公園、広場または寺社、文化財、歴史的な建造物等とし、既存の舞台や劇場施設は対象としない。調査内容は、(2)の評価基準に沿って行うものとする。

①現地調査先一覧表を作成する。

現地調査先を決定するため、インターネットや書籍等を活用した調査や市町村や関係団体への聞き取り調査を行う。聞き取り調査においては、山梨県と協同し、関係団体との調整、協力を進める。

作成した現地調査先一覧表は、山梨県に提出し確認を受ける。なお、現地調査先一覧表には、10カ所程度挙げることを。

②現地調査先一覧表を元に現地調査を行う。

現地調査には必要に応じて山梨県職員が帯同するため、山梨県と事前調整の上、現地調査計画書を作成し山梨県の確認を受けること。関係団体との調整、協力は山梨県と共同して進める。

③現地調査を元に候補地を選定し候補地一覧表を作成する。

候補地の選定結果は報告書にまとめ山梨県に提出し確認を受ける。なお、候補地は5カ所以上選定すること。

(4) 候補地に適した文化芸術イベントの提案

選定した候補地に適した文化芸術イベントの提案を行う。提案内容には、事業内容や事業の実施方式（補助金、委託、コンテスト方式）、費用、参加団体、その他必要事項も含め、実施した際の事業効果及び課題・解決方法も合わせて取りまとめる。

将来的に持続可能な事業となるよう、プレ事業として実施することを前提とした提案とするよう留意する。

※文化芸術の内容は、舞台芸術の公演、アート作品の展覧会・体験、その他発注者が認めるものとし、イベントの規模や実施期間を複数想定して、候補地の調査及び選定を行う。

①候補地での文化芸術イベント開催による事業効果の取りまとめ

事業効果は、経済効果（イベント開催による直接効果や波及効果）、社会効果（地域コミュニティの形成や人材育成）、観光効果（観光客数の増加や地域ブランディング）の3点を取りまとめる。その他、フィールドシアターの実施に向け参考となる事業効果があれば追加する。

②候補地での文化芸術イベント開催による課題・解決方法の取りまとめ

課題は、経済的課題（資金調達や売り上げ）、運営上の課題（人材や設備の確保、広報と集客）、環境に関する課題（環境への負荷、ゴミの処理）、地域に関する課題（地域との協力、法規制）の他、フィールドシアターの実施に向け課題となることを挙げる。

挙げられた課題に対して、解決方法を提示したものをとりまとめる。

③候補地での文化芸術イベント開催に向けた実施事業の助成方式の検討

過去の同種の事業実績等を参照として、フィールドシアターの実施に向けイベント開催に対する助成方式を提案する。

本県が実施する助成事業について、文化庁の令和8年度「文化芸術創造拠点形成事業」もしくは類する補助金を申請する予定があることから、補助事業申請に必要な資料の作成支援を行う。

(5) 助成事業の検討に向けた意見交換会の開催

本県では、本業務の調査報告を参考とした文化芸術イベントに対する費用の助成を検討していることから、次の者に対し、意見交換会を開催する。意見交換会に際しては、受託者が必要な説明を行う。

市町村向け説明会 令和7年11月予定

市町村及び事業者向け説明会 令和8年2月予定

6. 提出物

(1) 令和7年10月 中間報告書の提出

令和8年3月 完成報告書の提出

※中間報告書には5.(1)、(2)及び(3)の報告を記載する。

※本業務の検討内容を用いて、来年度中にはフィールドシアターの実現を目指すため、10月下旬を目途に業務内容の一部について中間報告を行うこと。

(2) 部数 各3部(別途、電子データ(CD-ROM等:正・副各1部)を提出すること)

※電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。

(3) 仕様に記載のある提出物やその他必要な資料等については随時提出すること。

部数は2部(別途、電子データ(CD-ROM等:1部)を提出すること。)

7. 業務条件

(1) 本県の条例、規則等を遵守し、本県の立場に立ち業務の遂行にあたること。

(2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、本県の承諾を得ること。

(3) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、本県が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受注者に無償で貸与するものとするが、業務完了後には速やかに返却すること。

(4) 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。

(5) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本県に帰属するものとする。

(6) 打ち合わせ(W e b会議形式による場合を含む。)は、基本的に1月に2回の頻度で実施するが、協議の上、県が必要と判断した場合は随時実施すること。

(7) 本業務において打ち合わせ、協議、及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。

(8) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課と受注者において、別途協議の上、対応するものとし、議事録を作成し提出すること。